

## 平成31年度における国民健康保険税の改正について

## 1 趣旨

平成30年12月21日付けで「平成31年度税制改正大綱」が定められ、その中に国保税における負担の公平性を図るため「軽減措置の拡充」と「課税限度額の引上げ」が盛り込まれました。平成30年度にも、同様の改正がありました。

今後、3月末までに国により地方税法施行令が改正される見込みです。新見市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。

## 2 軽減措置の拡充について

軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことで（低所得者対策）。

## (1) 軽減措置の改正案

軽減割合	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円＋27万5千円×（国保加入者数）以下
	<b>改正後</b>	33万円＋ <b>28万円</b> ×（国保加入者数）以下
2割軽減	改正前	33万円＋50万円×（国保加入者数）以下
	<b>改正後</b>	33万円＋ <b>51万円</b> ×（国保加入者数）以下

## (2) 改正による影響 ※平成30年度国保加入者状況による試算（H31.1.29現在）

軽減割合	軽減世帯数		軽減額	
	拡充前	拡充後	拡充前	拡充後
7割軽減 (改正なし)	1,224世帯	1,224世帯	5,698万円	5,698万円
5割軽減	753世帯	764世帯 (11世帯増)	2,903万円	2,953万円 (50万円増)
2割軽減	506世帯	511世帯 (5世帯増)	803万円	811万円 (8万円増)
合計 (影響分)	2,483世帯	2,499世帯 (16世帯増)	9,404万円	9,462万円 (58万円増)

(3) 年度別軽減範囲

軽減割合	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
7割軽減	軽減基準33万円以下 ※改正なし					
5割軽減	24.5万円	26万円	26.5万円	27万円	27.5万円	<b>28万円</b>
2割軽減	45万円	47万円	48万円	49万円	50万円	<b>51万円</b>

3 課税限度額の引上げについて

課税限度額とは、1世帯（納税義務者）に課税される限度の金額（年間）のことです。

(1) 課税限度額の改正案

区 分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	58万円	<b>61万円</b>	3万円
後期分 (改正なし)	19万円	19万円	変更なし
介護分 (改正なし)	16万円	16万円	変更なし
合 計	93万円	96万円	3万円

(2) 改正による影響 ※平成30年度国保加入者状況による試算（H31.1.29現在）

区 分	全世帯数	限度額引上げ前 超過世帯数(A) (該当率)	限度額引上げ後 超過世帯数(B) (該当率)	国保税課税額 の影響額
医療分	3,634世帯	38世帯 (1.0%)	38世帯 (1.0%)	114万円
後期分 (改正なし)	3,634世帯	43世帯 (1.1%)	43世帯 (1.1%)	0万円
介護分 (改正なし)	1,419世帯	20世帯 (1.4%)	20世帯 (1.4%)	0万円

(3) 年度別課税限度額

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
医療分	51万円	52万円	54万円	54万円	58万円	<b>61万円</b>
後期分	16万円	17万円	19万円	19万円	19万円	<b>19万円</b>
介護分	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円	<b>16万円</b>
合 計	81万円	85万円	89万円	89万円	93万円	<b>96万円</b>